

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	財政金融をめぐる政策課題 －「金利ある世界」の財政・金融政策運営と金融行政を中心に－
著者 / 所属	藤井 一裁 / 財政金融委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	482号
刊行日	2026-3-16
頁	75-89
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20260316.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

財政金融をめぐる政策課題

— 「金利ある世界」の財政・金融政策運営と金融行政を中心に —

藤井 一裁

(財政金融委員会調査室)

1. はじめに
2. 財政・金融政策運営の動き
 - (1) 物価・金利等の推移
 - (2) 日本銀行の金融政策運営
 - (3) 金利上昇局面での財政運営と国債発行
3. 金融行政の取組
 - (1) 地域金融力強化プランの策定と資本参加・資金交付制度の見直し
 - (2) 暗号資産規制の見直し
4. おわりに

1. はじめに

日本経済は、2024年（令和6年）に名目GDPが600兆円を超え、2020年（令和2年）5月以降続く景気回復局面が戦後3番目の長さに達した¹一方で、円安や物価高の継続、米国の関税措置の影響等が引き続き懸念されている。2025年（令和7年）10月に発足した高市内閣は、強い経済の実現を掲げ、「責任ある積極財政」の考え方の下で令和7年度補正予算及び令和8年度予算の編成を行っているが、「金利ある世界」への移行が進む中で、財政面においても長期金利の上昇等も踏まえた持続可能性の確保に注目が集まっている。

他方、金融行政においては、地域経済や中小企業等の持続的な成長に貢献するための地域金融機関の取組を推進するべく、地域金融力強化プランが策定され、環境整備の一環として金融機関に対する資本参加・資金交付制度の見直しが打ち出されている。また、資本市場に関しては、暗号資産をめぐる制度の見直し、コーポレートガバナンス改革を通じた

*本稿は、令和8年2月20日時点の情報を基に執筆及びインターネット情報の確認を行っている。

¹ 今回の景気回復局面は2025年6月時点において61か月に達しており、2002年1月～2008年2月（73か月）、2012年11月～2018年10月（71か月）に次ぐ（内閣府『令和7年版経済財政白書』（2025.8）6頁）。

企業価値の向上、サステナブルファイナンスの推進などが引き続き課題となっている。

本稿では、以上のような状況を踏まえて、金融政策の行方と財政の持続可能性の確保、地域金融力強化プラン、暗号資産をめぐる規制の見直しを中心に、今後議論が行われる財政金融委員会所管の政策課題²について紹介することとしたい。

2. 財政・金融政策運営の動き

(1) 物価・金利等の推移

2021年（令和3年）後半以降、各国中央銀行の金融引締め、内外金利差を背景にした円安の進展やウクライナ・中東情勢の緊迫化などを背景に、資源エネルギーや輸入品等の価格が上昇し、日本の消費者物価は上昇傾向に転じた。その後も、人手不足等を背景にした賃金引上げの価格転嫁、コメの価格高騰などの影響などもあり上昇が続いている。2025年（令和7年）平均の消費者物価指数（総合）の前年比上昇率は、3.2%となった。

また、金融政策の枠組みの見直しにより短期金利（無担保コールレート（オーバーナイト物））・長期金利（10年物国債利回り）とも上昇している。特に、長期金利は、2025年（令和7年）12月の金融政策決定会合前後から、19年ぶりの水準となる2%台となった（図表1）。2026年（令和8年）に入ってから、内外の政治経済情勢を背景に一時2.3%台まで上昇した³。

図表1 消費者物価指数及び長短金利の推移



（出所）総務省統計局「消費者物価指数」、日本銀行時系列統計データ（マーケット関連統計）及びちばぎん総合研究所「主要金利の推移」を基に作成。

² 令和8年度税制改正（国税関係）については、鎌田素史「令和8年度税制改正の概要—「強い経済」の実現に向けた税制改正—」『立法と調査』第481号（2026.3.3）参照。

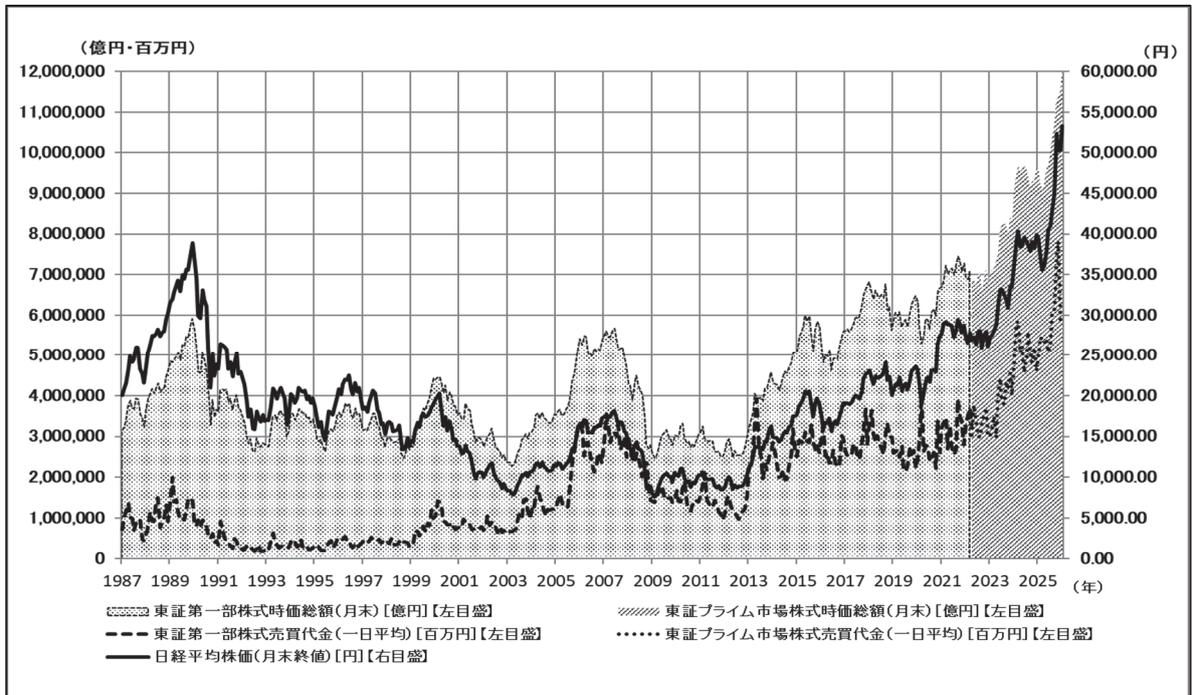
³ 1月20日、一時2.380%に上昇した（「米金利急騰、財務長官「日本も要因」」『日本経済新聞』夕刊（2026.1.21））。

図表2 外国為替市場（ドル・円相場、実質実効為替レート指数）の推移



（出所）日本銀行時系列統計データ（マーケット関連統計）を基に作成。

図表3 株式市場の推移



（出所）日本取引所グループウェブサイト（統計情報（株式関連））及び日経平均プロフィール（ダウンロードセンター）を基に作成。

一方、外国為替市場は円安傾向が継続しており、足下では1ドル=150円台半ばで推移している。通貨の総合的な実力やその変動を捉える指標である実質実効為替レート⁴も、長期的に低落傾向が続いている（図表2）。

なお、株式市場については、日経平均株価が2024年（令和6年）2月22日に史上最高値を34年ぶりに更新し⁵、2025年（令和7年）10月には5万円台を記録した。その後も、調整局面を挟みつつ堅調に推移している（図表3）。

（2）日本銀行の金融政策運営

ア 金融政策の枠組みの見直しと政策金利の引上げ

日本銀行は、2024年（令和6年）3月の金融政策決定会合で、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」（2016年（平成28年）9月）導入）の枠組み及びマイナス金利政策（同年1月導入）は、その役割を果たしたとして、金融政策の枠組みを見直した⁶。これにより、政策金利（金融市場調節の操作目標）は、「量的・質的金融緩和」導入（2013年（平成25年）4月）以来11年ぶりに短期金利（無担保コールレート（オーバーナイト物））に復帰した⁷。短期金利の誘導目標は、当初は0～0.1%程度とされ、2024年7月に0.25%程度、2025年（令和7年）1月に0.5%程度、同年12月に0.75%程度へと順次引き上げられた。

長期国債の買入れについては、2024年7月に、月間の予定額を原則として毎四半期4,000億円程度ずつ減額し、2026年（令和8年）1～3月に3兆円程度とする計画を決定した⁸。その後、2025年6月には中間評価を行った上で、2026年3月までは従来計画を維持するとともに、2026年4～6月以降は原則として毎四半期2,000億円程度ずつ減額し、2027年（令和9年）1～3月に2兆円程度とする計画を決定した⁹。この減額によって、2027年3月末の日本銀行の長期国債保有残高は、減額開始前の2024年6月末と比較しておおよそ16～17%減少するものと見込まれている¹⁰。なお、長期金利の金利水準は市場で形成されるものとの認識を示しつつ、長期金利が急激に上昇するなどの例外的な状況においては、機動的に国債買入れの増額や指値オペ等を実施することとしている¹¹。

E T F（上場投資信託）及びJ-REIT（不動産投資信託）の新規の買入れについては2024年3月に終了し、2025年9月には、E T Fを年間3,300億円程度、J-REITを年間50億円程

⁴ 対象となる全ての通貨と日本円との間の2通貨間為替レートを、貿易額等で計った相対的な重要度でウェイト付けして集計し、さらに、対象となる国・地域の物価動向も加味して算出する（日本銀行調査統計局「「実効為替レート（名目・実質）」の解説」（2023.1））。

⁵ 更新前の史上最高値は38,957円44銭（1989年12月29日の高値。終値ベースでは同日の38,915円87銭）。

⁶ 日本銀行「金融政策の枠組みの見直しについて」（2024.3.19）

⁷ 「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の下では、短期金利は日銀当座預金残高のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を付し、長期金利は10年物国債金利が0%程度で推移するよう長期国債の買入れを行うものとされていた（日本銀行「金融緩和強化のための新しい枠組み：「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」（2016.9.21））。なお、2018年7月には、長期金利の「0%」について「経済・物価情勢等に応じて上下にある程度変動しうるもの」とされ（日本銀行「強力な金融緩和継続のための枠組み強化」（2018.7.31））、その変動幅の見直しも複数回行われた。

⁸ 日本銀行「金融市場調節方針の変更および長期国債買入れの減額計画の決定について」（2024.7.31）

⁹ 日本銀行「当面の金融政策運営について」（2025.6.17）

¹⁰ 日本銀行「長期国債買入れの減額計画（2025年6月金融政策決定会合）」（2025.6.17）

¹¹ 日本銀行「当面の金融政策運営について」（2025.6.17）

度のペースで市場売却により処分する方針を決定した¹²。

イ 金融政策の課題

日本銀行は、2024年7月以降の政策金利の引上げについて「金融緩和の度合いを調整する」¹³ものとしており、物価上昇率を考慮した実質金利が低水準にあることから、緩和的な金融環境は継続しているとの認識を示してきた¹⁴。また、今後の政策金利の引上げについては、「経済・物価情勢の展望（展望レポート）」¹⁵で示している経済・物価の見通しが実現していくとすれば、経済・物価情勢の改善に応じて、引き続き政策金利を引き上げ、金融緩和の度合いを調整していくことになるとの方針も明らかにしている¹⁶。その場合、景気を刺激も冷やしもしない「中立金利」が当面の金利引上げの到達点になるとの見方があるものの、その特定は難しいとされる¹⁷。実体経済や金融市場の動向に注意を払いつつ、金融市場調節を進めていくことが求められよう。

日本銀行が2013年1月に決定した2%の「物価安定の目標」との関係では、消費者物価指数（総合）の前年比上昇率は2%を超えている。また、日本銀行は一時的な要因を除いた基調的な物価上昇率を重視しているが、これも2%に向けて緩やかに上昇しているとの認識が示されている¹⁸。政府においても物価高対策が重要な課題となっており、目標が達成されていると判断できれば、今後は金融政策においてもインフレの抑制をより重視した対応が求められていくのではないかと見られる。もっとも、政府は現時点ではデフレ脱却を宣言してはならず¹⁹、政府の経済政策との整合性の観点からの検討も必要となる²⁰。

他方、日本銀行のバランスシートについても引き続き課題が残る。長期国債については買入れの減額計画が実行されているが、保有残高の減少幅は当面は緩やかなものとならざるを得ない。ETF・J-REITに至っては、市場に大きな影響を与えないために売却ペースが市場全体の売買代金に比して極めて小さいものとなっており²¹、保有残高全額の売却には100年以上の期間を要することとなる²²。いずれも、バランスシートの縮小に

¹² 日本銀行「当面の金融政策運営について」（2025.9.19）

¹³ 植田和男「賃金上昇を伴った「物価安定の目標」の達成に向けてー日本経済団体連合会審議委員会における講演ー」日本銀行ウェブサイト（2025.12.25）1、3頁

¹⁴ 政策金利を0.75%程度とした日本銀行「金融市場調節方針の変更について」（2025.12.19）においても、「政策金利の変更後も、実質金利は大幅なマイナスが続き、緩和的な金融環境は維持される」とされている。

¹⁵ 年4回の金融政策決定会合において、先行きの経済・物価見通しや上振れ・下振れ要因を詳しく点検し、その下での金融政策運営の考え方を整理して公表している。

¹⁶ 日本銀行「金融市場調節方針の変更について」（2025.12.19）

¹⁷ 愛宕伸康「2026年の金融政策を左右する「中立金利」」週刊エコノミストオンライン（2025.12.31）。植田総裁も、中立金利の推計値には相当なばらつきがあり、その水準を前もって特定することは難しく、かなりの幅を持つ必要があるとする（日本銀行「総裁記者会見（2025年12月19日）」（2025.12.22）2～3頁）。

¹⁸ 第219回国会参議院予算委員会会議録第2号3頁（2025.11.13）

¹⁹ 【「そもそも解説」】デフレは終わったのか 政府は「脱却宣言」出さず『朝日新聞（デジタル版）』（2025.12.2）

²⁰ 足下の物価上昇が非常にまれな状況であるとして、金利上昇の影響を抑えるべく「物価安定の目標」の引上げや柔軟化を検討すべきとの意見も見られる（平口良司「日銀はインフレ目標を再考すべき」『週刊エコノミスト』（2025.9.30）48～49頁）。

²¹ 日本銀行は、2002年から2004年、2009年から2010年にかけて、金融システム全体の安定性確保のため金融機関からの株式買入れを実施し、保有株式の処分は一定のペースで売却することで2025年7月に終了した。今回のETF・J-REITの処分では、「金融機関から買入れた株式」の売却と同程度の規模で、市場への売却を行う」とされている（日本銀行「当面の金融政策運営について」（2025.9.19））。

²² 第219回国会衆議院予算委員会会議録第7号28頁（2025.12.10）

は相当の期間を要するものと思われる。

現時点では、長期金利上昇により保有長期国債の評価損が拡大しており、必ずしも期間損益に反映されるものではないものの²³、実質的な財務状況への評価から市場の信認に影響が及ぶことがないように留意していく必要がある²⁴。また、E T F・J-REITの売却に当たっても、長期の売却期間の中では価格下落による損失が生じる可能性も否定できない。いずれにしても、拡大したバランスシートを平時の水準に縮小していくためには、金融市場の反応にも留意しつつ慎重に進めていく必要があるだろう。

(3) 金利上昇局面での財政運営と国債発行

ア 国債発行の枠組みと財政の現状

財政法（昭和22年法律第34号）第4条第1項では、「国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。」との原則を掲げつつ、そのただし書で、公共事業費²⁵、出資金及び貸付金の財源について公債発行等による調達を許容している。この規定に基づき発行される公債（国債）は「建設公債（建設国債）」と呼ばれている。

一方、建設公債を発行してもなお歳入が不足すると見込まれる場合に、公共事業費以外の歳出に充てる財源を確保することを目的として国債を発行するためには、発行根拠となる特別の法律が必要となる。この国債は「特例公債（赤字国債）」と呼ばれており、1975年度（昭和50年度）に発行されて以降²⁶、1990年度（平成2年度）から1993年度（平成5年度）までの間を除き、今日まで発行が続いている。現在は、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成24年法律第101号）により、2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）までの5年間の特例公債の発行が認められている²⁷。

日本の財政は、長期にわたり歳出が税収を上回り、その差額を国債の発行で賄う状況が継続している。一般会計歳出に対する公債発行額の比率を示す公債依存度は、1990年度（平成2年度）には9.2%であったが、その後のバブル経済崩壊後の景気低迷期に大き

²³ 日本銀行では、円貨建債券の評価は移動平均法による償却原価法、E T F受益権及びJ-REIT投資口の評価は移動平均法による原価法により行うこととなっている（日本銀行会計規程第13条）。

²⁴ 日本銀行は、「中央銀行は、やや長い目でみれば、通常、収益が確保できる仕組みとなっているほか、自身で支払決済手段を提供することができる。したがって、一時的に赤字または債務超過となっても、政策運営能力に支障を生じない。」との認識を示しつつ、「中央銀行の財務リスクが着目されて金融政策を巡る無用の混乱が生じる場合、そのことが信認の低下につながるリスクがある。」として、財務の健全性を確保することの重要性も認めている（日本銀行「金融政策の多角的レビュー」（2024.12.19）62～63頁）。

²⁵ 公共事業費の範囲は、各年度の一般会計予算総則に定められている。令和5年度予算以降、防衛省・自衛隊の施設整備費や艦船建造費についても建設公債の発行対象として整理された（渡辺公徳「新たな国家安全保障戦略等の策定と令和5年度防衛関係予算について」『ファイナンス』（2023.4）37～38頁）。

²⁶ 昭和40年度補正予算編成に当たって発行された国債は、昭和四十年における財政処理の特別措置に関する法律（昭和41年法律第4号）に基づくものである。その経緯については、大蔵省財政史室編『昭和財政史 昭和27～48年度 第7巻 国債』（東洋経済新報社、1997年）338～344頁参照。

²⁷ 平成23年度までは、年度ごとに特例公債の発行を許容する法律が制定されていた。平成24年度においては、第180回国会（常会）において審査未了となり第181回国会（臨時会）に改めて提出された「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律案」（第181回国会閣法第1号）について、4年間の特例公債の発行を許容する修正が衆議院で行われ、成立した。平成28年度及び令和3年度においては、5年間の特例公債の発行を許容する改正が行われた。

く増加し、2000年代に入ると30～40%台で推移してきた。近年では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及びそのまん延防止のための措置への対応で歳出が拡大した2020年度(令和2年度)に公債発行額が108.6兆円に達し、公債依存度が73.5%にまで上昇した。公債残高も累増し、令和6年度末には1,080兆円(対GDP比168%)となった。

2025年10月に発足した高市内閣では、基本方針として「強い経済の実現」を掲げ、財政の持続可能性には常に配慮しつつも、「責任ある積極財政」の考え方の下、戦略的に財政出動を行うことにより、暮らしの安全・安心を確保するとともに、所得を向上させ、消費マインドを改善し、税収を増加させるとの考え方を示した²⁸。経済対策の実施のために編成され、同年12月に成立した令和7年度補正予算ではコロナ禍の時期を除き過去最大となる18.3兆円規模を計上し、その後編成された令和8年度予算政府案についても過去最大となる122.3兆円規模となっている。令和8年度予算政府案の公債依存度は24.2%であり、令和8年度末の公債残高は1,145兆円に上ると見込まれている²⁹。

イ 財政の持続可能性の確保に向けた課題

日本銀行による金融政策の変更、財政の現状と政府の積極的な財政出動姿勢に対する金融市場の反応などの影響により、長期金利の上昇傾向が続いている。こうした状況の下で、令和8年度予算編成に当たっての積算金利は、令和7年度当初予算の2.0%から3.0%へと引き上げられており、これによる発行予定分の利払費は令和7年度当初予算と比較して1.0兆円増加すると見込まれている³⁰。社会保障関係費の急増に加え、防衛関係費など新たな歳出拡大の動きもあり、国債による財源調達に依存する状況が継続する中で、金利上昇による利払費増加は更なる財政の硬直化をもたらす懸念があり、経済成長と財政の持続可能性の確保との両立は大きな課題となっている。

これまで、政府は、2001年(平成13年)6月の「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」(いわゆる「骨太の方針」)以降、税収等により政策的経費をどの程度賄うことができているかを示す基礎的財政収支(プライマリーバランス)に着目し、「国・地方を合わせたプライマリーバランスの黒字化」を財政健全化目標として掲げてきた³¹。一方、高市内閣では、債務残高対GDP比の引下げを目指すとともに、基礎的財政収支の黒字化目標については数年単位でバランスを確認する方向に見直すよう、2026年の骨太の方針に向けて議論を行うとの姿勢を示している³²。

²⁸ 「基本方針」(2025.10.21閣議決定)

²⁹ 財務省主計局「我が国の財政事情(令和8年度予算政府案)」(2025.12.26)2頁

³⁰ このほか、国債残高が増加する中、従来よりも金利の高い国債に置き換わったことによる発行済み分の利払費の増加額は令和7年度当初予算と比較して1.5兆円と見込まれている(財務省「令和8年度予算のポイント」(2025.12.26)14頁)。

³¹ 「経済財政運営と改革の基本方針2025」(2025.6.13閣議決定)では、2025年度から2026年度を通じて、可能な限り早期の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指すとともに、2030年度までの経済・財政新生計画の期間を通じ、コロナ禍前の水準に向けて債務残高対GDP比を安定的に引き下げることとされた。なお、内閣府「中長期の経済財政に関する試算(令和8年1月22日経済財政諮問会議提出)」では、国・地方の基礎的財政収支対GDP比について、2026年度は歳入と歳出が概ねバランスした姿(▲0.1%程度)となっているとされた。

³² 第219回国会衆議院予算委員会議録第2号24頁(2025.11.7)、第219回国会参議院予算委員会議録第5号(2025.12.12)など。2025年12月25日の経済財政諮問会議においては、民間議員から高市内閣の経済財政運営を踏まえた中長期試算の提示方法、複数年度でバランスを確認しつつ、「債務残高対GDP比」を安定的に

有識者の中でも、基礎的財政収支の黒字化目標は将来の成長や所得を生む成長投資であつても税収の範囲内で行うという制約になることを指摘するなど³³、より柔軟な財政目標を指向する意見がある。一方で、債務残高対GDP比は名目経済成長率が金利を上回る現状では低下しても、あくまでも一時的な現象であるとの指摘³⁴や、政府が長年掲げてきた目標を修正することで、政府の財政健全化に向けた取組が大きく後退すると市場で解釈されるおそれがあるとの指摘³⁵も見られる。日本の財政運営に対する市場からの信託を維持する観点から、財政の持続可能性について明確な目標を立て、具体的な取組を継続することが求められる。

特例公債の発行根拠となる法律の規定については、2030年度（令和12年度）まで5年間の発行根拠を設ける改正案が国会に提出された³⁶。これに対し、単年度又は5年間より短い期間を定めることで、財政の持続可能性の確保への配慮を示すことが望ましいとの見解もある³⁷。財政に対する国会の統制の在り方と成立した予算の確実な執行の両方の観点から、議論が必要となろう。

なお、国債の安定消化の観点から、日本銀行に代わる国債の安定的な保有者層を確保していくことも重要である。量的・質的金融緩和開始前の主要な保有者であった金融機関³⁸については、自己資本比率規制（バーゼルⅢ）における金利リスク（IRRBB）規制³⁹により保有余地は限定的との指摘も見られる⁴⁰。個人向け国債等を通じた家計による保有など、様々な選択肢を検討しておくことが望ましい⁴¹。

3. 金融行政の取組

金融庁は、2025年（令和7年）8月に策定した2025事務年度金融行政方針において、①「金融機能の更なる発揮を促し、持続的な成長に貢献する」②「金融システムの安定性や公正性・安全性への信頼を確保する」③「国民への貢献のために常に進化し続ける組織をつくる」の3つの施策を推し進めていくことを打ち出している（図表4）。

引き下げる財政運営の目標などについて意見があり、高市内閣総理大臣から城内経済財政政策担当大臣に対し、こうした意見を踏まえて、関係大臣と協力の上、2026年夏の骨太方針の策定に向けて議論をリードしていくよう求めた（「令和7年第15回経済財政諮問会議議事要旨」（2025.12.25）12頁）。

³³ 会田卓司「積極財政がグローバルの潮流だ」『金融ジャーナル』（2026.1）88～89頁

³⁴ 「成長率・金利論争再び」『日本経済新聞』（2025.12.2）、久後翔太郎「純債務残高対GDP比引き下げにいずれ必要なPB黒字化目標の達成」『週刊ダイヤモンド』（2025.11.1-8）12頁

³⁵ 木内登英「積極財政に警鐘を鳴らす金融市場」『週刊東洋経済』（2025.12.27-2026.1.3）32～33頁

³⁶ 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第1号）

³⁷ 「赤字国債法案、火種残す」『日本経済新聞』（2026.1.17）。5年間の期間を国政選挙のサイクルを考慮して3年程度とすることや、特例公債の発行額の抑制について数値目標を明文化することを提案する見解も見られる（対木さおり「特例公債法と財政健全化目標」東京財団ウェブサイト（2024.12.3））。

³⁸ 預金取扱機関の国債・財投債の保有割合は、2013年3月末に39.09%、2024年3月末に9.61%となっている（日本銀行調査統計局「参考図表 2025年第3四半期の資金循環（速報）」（2025.12.17）12頁）。

³⁹ 金利水準の変動により、銀行の資産・負債の経済的価値又は収益が変動することにより生じるリスクに対する規制であり、日本では2018年に国際統一基準行、2019年に国内基準行に対して導入されている（金融庁「バーゼル規制の概要」（2026.1））。

⁴⁰ 中村文香「国債保有のスムーズな移行に向けた課題」大和総研（2025.2.28）3～8頁

⁴¹ 「個人向け国債、販売3割増」『日本経済新聞』（2025.12.13）

本稿では、①で取り上げられた「事業者の持続的な成長を促す金融機関の取組の推進」に含まれている地域金融力強化プランと、「デジタル技術を用いた金融サービスの変革への対応」に含まれている暗号資産に係る制度整備を中心に紹介することとしたい。

図表4 2025事務年度金融行政方針の項目

1. 金融機能の更なる発揮を促し、持続的な成長に貢献する	2. 金融システムの安定性や公正性・安全性への信頼を確保する
(1) 事業者の持続的な成長を促す金融機関の取組の推進	(1) 金融システムの安定の確保、リスクへの対応
①地域金融力強化プラン	①より実効的な監督・検査に向けて
②事業の実態や将来性に着目した融資（事業性融資）の更なる推進	②金融システム全体の脆弱性への対応（マクロ・ブルーデンス政策）
(2) 資産運用立国の推進と企業価値の向上	③マネロン・サイバー等のリスクへの対応
①コーポレートガバナンス改革を通じた企業価値の向上	④金融グループ等の実態に応じた効果的な監督・検査の実施
②市場を通じた企業への成長資金・リスクマネー供給の強化	⑤協同組織金融機関における適切な経営管理と業務運営の確保
③サステナブルファイナンスの推進	⑥グローバルな金融システムの安定への貢献
④家計の安定的な資産形成の支援	(2) 金融機関や金融市場の公正性・安全性に対する信頼の確保
⑤顧客本位の業務運営の確保	①金融犯罪への対応
⑥資産運用サービスの高度化、アセットオーナーの機能向上	②不正取引規制の強化等
⑦海外投資家等に対する情報発信・コミュニケーションの強化	③保険業界の信頼の回復と健全な発展に向けた対応
(3) デジタル技術を用いた金融サービスの変革への対応	
(4) 損害保険を活用した企業のリスクマネジメントの促進	
(5) 利用者に寄り添った対応	
3. 国民への貢献のために常に進化し続ける組織をつくる	
(1) 金融行政の目標の全庁一丸の共通理解	
(2) 職員の能力・資質の成長	
(3) 誰もがのびのびと働きやすく良い仕事ができる環境の整備	

(注) 下線を付した項目は、法律改正が見込まれる内容を含む。

(出所) 金融庁資料等を基に作成。

(1) 地域金融力強化プランの策定と資本参加・資金交付制度の見直し

ア 地域金融機関の役割とこれまでの対応

地域金融機関（地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合）は、特定の地域に密着した営業展開を行い、地域の住民や中小企業等に対して積極的に資金供給を行うことで地域経済及び地場産業の発展に貢献するという役割を持っている⁴²。金融行政でも、主要行とは異なる特性やビジネスモデルを持つ地域金融機関による金融円滑化の推進に期待し、様々な検査・監督上の対応や支援策を講じてきた。例えば、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針⁴³の策定、リレーションシップバンキング・地域密着型金融の推進のためのアクションプログラム策定と恒久的取組への移行⁴⁴などが行われた。

⁴² 特に、信用金庫の会員及び信用組合の組合員は、いずれも地区内に住所・居所又は事業所を有する者に限られており（信用金庫法（昭和26年法律第238号）第10条第1項、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第8条第4項）、資金の貸付け（信用組合は預金の受入れも）は原則として会員・組合員に対するものに限られる（信用金庫法第53条第1項、中小企業等協同組合法第9条の8第1項）。

⁴³ 監督指針は、監督事務の基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点について、体系的に整理し、必要な情報を極力集約したオールインワン型の行政部内の職員向けの手引書であり、業態別に策定されている。銀行等の預金取扱金融機関については、主要行等向けと中小・地域金融機関向けの2種類がある。

⁴⁴ 「リレーションシップバンキング」又は「地域密着型金融」とは、長期継続する関係の中から、借り手企業の経営者の資質や事業の将来性等についての情報を得て、融資を実行するビジネスモデルを指す。2003年3

また、2004年（平成16年）6月には、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成16年法律第128号。以下「金融機能強化法」という。）が制定され、経営改革を行い健全な金融機能を発揮し得る金融機関等に対して国が資本参加により公的にサポートする仕組みが設けられた。金融機能強化法はその後もしばしば改正され、2008年（平成20年）改正では世界金融危機を踏まえて中小企業金融の円滑化を企図した大規模な改正が行われたほか、2011年（平成23年）改正では東日本大震災の被災地を念頭に置いた震災特例、2020年（令和2年）改正では新型コロナウイルス感染症等特例が追加された⁴⁵。

一方で、近年では、低金利政策を背景にした貸出利ざやの縮小による収益力の低下が課題となっていたほか⁴⁶、少子高齢化・人口減少等の影響が地域経済にも及ぶ中で、地域経済の実態に照らして地域金融機関の数が過剰であり、このままでは存続が難しいとの指摘も見られるようになっていた⁴⁷。金融庁は、地域金融機関に対し、地域の実情も踏まえた持続可能なビジネスモデルの構築を強く求め、支援する方針を明確にした⁴⁸。そのため、銀行等の業務範囲規制の緩和が行われたほか⁴⁹、2020年には地域銀行の経営統合等についての企業結合法制の特例措置が法制化され⁵⁰、2021年（令和3年）の金融機能強化法改正では、地域銀行等が合併・経営統合等の抜本的な事業の見直しを行う際に、預金保険機構が資金を交付する制度が創設された。

イ 地域金融力強化プラン策定の経緯・内容と金融機能強化法の改正

コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む中で、金融機関の対応も、資金繰り支援にとどまらない早期の経営改善・事業再生・再チャレンジ支援へと軸足を移している⁵¹。コロナ禍前から期待されていた地域活性化や課題解決への貢献も含め、地域金融機関に期待される役割は大きい。一方、金融機能強化法の資本参加制度・資金交付制度は、い

月及び2005年3月の二度にわたるアクションプログラムを経て、2007年8月の監督指針改正により恒久的な取組に位置付けられた（現在は、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅱ-5に定められている）。

⁴⁵ 資本参加の申請期限も累次の改正で延長されてきた（震災特例の申請期限（2017年3月末）は延長されなかった）。金融機能強化法の制定及び改正の経緯については、藤井一哉「金融機関に対する公的資本増強制度等の経緯と課題—金融機能強化法の制定・改正を中心に—」『立法と調査』第479号（2025.10.28）51～54頁参照。

⁴⁶ 例えば、金融庁「平成28事務年度金融レポート」（2017.10）15頁では、地域銀行全体として、金融緩和政策の継続により、長短金利差が縮小し、収益性が低下していることなどが指摘されていた。

⁴⁷ 例えば、金融庁に設置された検討会議の報告書では、2016年3月末のデータを用いた簡易な競争可能性の試算を行うと、2行での競争は困難であるが1行単独であれば持続可能な都道府県が13、1行単独であっても不採算な都道府県が23存在することが示された（金融仲介の改善に向けた検討会議「地域金融の課題と競争のあり方」（2018.4.11）9～10頁）。

⁴⁸ 金融庁「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（令和元事務年度）」（2019.8.28）77頁、金融庁「令和2事務年度金融行政方針」（2020.8.31）6頁

⁴⁹ 銀行の業務範囲規制（銀行本体については銀行法（昭和56年法律第59号）第12条、子会社については同法第16条の2）については金融をめぐる環境の変化等を受け緩和傾向にあり、2021年の銀行法改正では銀行本体の付随業務に銀行業の経営資源を活用して営むデジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に資する業務が追加され、子会社についても高度化等会社（認可制であり、幅広く他業を営むことができる。）の業務にデジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に資する業務等が追加された。

⁵⁰ 地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和2年法律第32号）により、基盤的サービス維持計画の認可を受けた地域銀行の合併等には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の規定を適用しないこととした。

⁵¹ 経済産業省・金融庁・財務省「再生支援の総合的対策」（2024.3.8）により、民間金融機関に対しても、監督指針を改正して一歩先を見据えた経営改善・再生支援の強化などが求められるようになった。

ずれも申請期限が2026年（令和8年）3月末となっており、災害時の特例制度なども含め制度の在り方の検討が必要となっていた。

こうした状況の下で、加藤金融担当大臣は、2025年（令和7年）5月14日の新しい資本主義実現会議で「地域経済を支える「地域金融力」の強化にむけて」と題する報告を行った⁵²。この中では、趨勢的な人口減少・高齢化の中で地域が持続的に発展していくため、地域金融には有望なプロジェクトへの資金供給（投融資）にとどまらず、地域事業者へのM&A支援、地域に必要な事業・人材の呼び込み、地域企業のDX支援などを通じて、地域経済に貢献する力の更なる発揮が求められており、政府としてもこれを強力に推進する必要があることを示した。その上で、地域金融機関などがその役割を十分に発揮できるための環境整備として、金融機能強化のための資本参加制度や資金交付制度の期限延長・拡充などを検討していくことを示し、関連施策をパッケージ化した「地域金融力強化プラン」を年内に策定する方針を明らかにした。

この方針は、同年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」に「地域金融力の強化」として盛り込まれており、その後、加藤金融担当大臣から諮問を受けた金融審議会では、「地域金融力の強化に関するワーキング・グループ」を設置して検討を行い、同年12月18日に報告書⁵³を取りまとめた。

図表5 地域金融力強化プランの概要（項目）

①地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決	
1. 内外のプレイヤーとの連携を通じた中堅企業等への成長支援	6. 経営者保証に依存しない融資の促進
2. M&A・事業承継や経営者等の人材確保の支援	7. 地域企業へのDX支援の推進
3. 早期の経営改善や円滑な事業再生等に向けた支援の促進	8. 地域課題の解決
4. 企業価値担保も活用した事業性融資の推進	9. 地域金融機関による地域活性化の取組の促進
5. スタートアップ企業等の成長企業の資金調達支援	10. 投資専門会社を通じた資本金の供給の促進
②地域金融力発揮のための環境整備	
1. 地域金融機関の業務効率化・負担軽減に向けた取組	3. その他の環境整備
2. 金融機能強化法の資本参加制度・資金交付制度の期限延長・拡充等	

（出所）金融庁資料等を基に作成。

これを受け、金融庁が同月19日に公表した地域金融力強化プランでは、幅広い金融仲介機能を発揮しながら地域経済に貢献する力を「地域金融力」として、地域金融機関を始めとする様々なプレイヤーが連携して地域金融力を発揮していくための施策を取りまとめている（図表5）⁵⁴。地域金融力発揮のための環境整備としては、金融機関共通の課題における「共同化」による効率的・効果的な対応の推進⁵⁵、早期警戒制度⁵⁶の見直し、

⁵² 「第34回新しい資本主義実現会議議事要旨」8頁、金融庁「金融担当大臣提出資料」（2025.5.14）5頁

⁵³ 「地域金融力の強化に関するワーキング・グループ」報告書（2025.12.18）

⁵⁴ 同日、金融機関によるM&A・事業承継支援、経営者保証に依存しない融資、デジタル化支援、人材紹介業務をそれぞれ促進するための監督指針の改正案が公表されている（金融庁「「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）の公表について」（2025.12.19））。

⁵⁵ 勘定系システムの共同化に対する支援として、業務の効率化に資する勘定系システムの共同化に関する資金交付の枠組み（申請期限は2036年3月末）を整備する。

⁵⁶ 早期是正措置（銀行法第26条第2項）の前段階として、最低所要自己資本比率を満たしている地域金融機関

モニタリングの強化等を掲げた。また、資本参加制度・資金交付制度については、申請期限の延長（資本参加は「当分の間」の措置、資金交付は2031年（令和13年）3月末まで）、資本参加における災害等特例の常設化、資本参加先の適切な経営管理と業務運営の確保、資金交付における交付上限額・補助率の引上げ（業態を超えた合併については交付上限額75億円・補助率2分の1）や交付対象行為・経費の拡充などを打ち出した。これらの制度の整備のため、金融機能強化法等の改正案が国会に提出される見込みである。

ウ 地域金融機関をめぐる課題

地域銀行の各年3月期決算における損益の状況を見ると、本業の利益を示す資金利益は、2020年（令和2年）3月期を境に上昇傾向に転じた⁵⁷。今後も、金融政策の枠組みの見直しとその後の政策金利の引上げにより、地域金融機関の収益力を左右していた貸出利ざやの改善が期待されている⁵⁸。その一方で、生き残りに向けた成長戦略の推進・持続可能なビジネスモデルの構築を求める意見も引き続き強く指摘されている⁵⁹。

地域金融力強化プランについては、リレーションシップバンキング・地域密着型金融の推進以来の地域金融に焦点を当てた包括的な取組としても注目されている。ただ、その位置付けは単に金融の円滑化にとどまるものではなく、「地域経済への貢献」を求めるものであり、公的資金活用の拡充とあいまって、「地域金融機関と公的金融の境界線がかすんでいく」との見方もある⁶⁰。金融機関の公共性を重視しつつも、民間の健全な競争を支援する観点から、関係制度の整備を進めていくことが求められる。

金融機能強化法の資本参加制度については、世界金融危機を踏まえて中小企業金融の円滑化を企図した2008年（平成20年）改正以来の本格的な見直しとなる。このうち、災害等特例の常設化については、被災地の金融機能の維持、復旧・復興のための円滑な資金供給等に資する観点から、機動的に発動し得る制度を構築しておくことは望ましいと考える⁶¹。一方、災害等特例以外の資本参加も、長期的な目線から「当分の間」の措置とすることが打ち出されているが、資本参加を受けた金融機関で経営規律が緩むなどのモラルハザードへの懸念も残る⁶²。破綻金融機関以外への公的資本増強を金融危機時に限定している預金保険法（昭和46年法律第34号）との整合性も含め、将来の見直しも前提

に対して、その健全性の維持・向上を図るための措置。監督指針に根拠を置く（金融庁「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」Ⅱ-2-2-2）。

⁵⁷ 金融庁ウェブサイト「地域銀行の決算の概要」の過去計数による（2020年3月期：3兆6,172億円、2025年3月期：4兆2,367億円）。

⁵⁸ 上場地方銀行・グループ73社の2025年9月期の決算の集計でも、「金利上昇を追い風に全体として利ざやが改善し収益を押し上げた」とする（「地銀、純利益27%増」『日本経済新聞』（2025.11.15））。

⁵⁹ 「人口減の日本、地銀は多いのか」『日本経済新聞』（2025.12.29）、大嶋秀雄「長期的に変化する地銀の経営環境」『金融ジャーナル』（2026.1）64～67頁

⁶⁰ 玉木淳「地銀と公的金融、かすむ境界線 金融庁新プランが迫る再定義」『日本経済新聞電子版』（2025.12.3）

⁶¹ 2016年改正の際の委員の質疑では、震災特例の期限延長が行われないことを踏まえて、大きな災害時に地域金融機関が十全の役割を果たすためには国による資本参加を柔軟に行い得るような仕組みがあってよいと考える旨の意見があった（第192回国会参議院財政金融委員会会議録第6号13～14頁（2016.11.24））。2020年改正後には、有識者の中でも、「恒常的な制度をしっかりと作っておいて、事案が発生した場合にのみ期限を切って発動できるような考え方もあろう。東京都が深刻に被災し法案作成や国会の審議が円滑に進まなくなると、迅速に対応ができない恐れがあることも考慮しておくべきであろう。」との見解が見られた（家森信善「金融機能強化法の震災特例を振り返る」独立行政法人経済産業研究所ウェブサイト（2021.3.2））。

⁶² 「人口減で公的資金手厚く」『日本経済新聞』（2025.12.5）

に継続的に検討していくべきである⁶³。

また、東日本大震災時の震災特例（協同組織金融機関向け特例）により資本参加を受けたいわき信用組合（福島県）は、不正融資や反社会的勢力との取引などにより業務改善命令等を受け、更に当局の報告徴求や検査に対して虚偽報告・虚偽答弁を行ったとして刑事告発を受けるに至っている⁶⁴。この事例を踏まえて、今回の見直しでは、金融機能強化審査会における事前意見聴取の対象拡大、当局が必要に応じて経営強化計画の変更を命ずる権限の創設が行われるほか、モニタリングの強化等も図られる。これらに対して、金融機関側のモニタリング負担が過度となる可能性の指摘もあるが⁶⁵、一定の配慮を行いつつ、協同組織金融機関に対する検査・監督の在り方も含め厳格な手立てを講じていく必要がある。あわせて、長期にわたり返済の目途が立っていない資本参加先金融機関についても、早期の公的資金脱却に向けた取組を検討していくことが求められる。

資金交付制度については、5年間の期限延長とともに制度の拡充が図られるが、預金保険機構の金融機能強化勘定における利益剰余金を活用してきた制度の趣旨も踏まえ、適切な範囲とすべきであろう。

（２）暗号資産規制の見直し

ア これまでの暗号資産規制の経緯⁶⁶

ビットコインなどの暗号資産（仮想通貨）については、2015年6月のG7エルマウ・サミット首脳宣言や金融活動作業部会（FATF）のガイダンス公表などの動きを踏まえ、2016年（平成28年）に資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）⁶⁷が改正され、仮想通貨交換業者（現行の暗号資産交換業者）の登録制度が整備された⁶⁸。その後、みなし業者からの暗号資産流出事案の発生⁶⁹、暗号資産の価格乱高下による投機対象化の指

⁶³ 「金融機関の業務運営は金融機関の自主的な努力に委ねることが基本であり、早期是正措置等に基づく経営改善を行ったにも関わらず債務超過に陥った場合などには、預金保険制度により預金者保護を図りつつ、破綻処理を行うことが基本である」との考え方や、公的資本増強に関する限界・副作用を踏まえ、現行の政策体系では、（預金保険法の）公的資本増強は「信用秩序の維持に極めて重大な支障が生じるおそれがあると認められる場合における例外的な措置」に限られている（金融審議会金融分科会第二部会公的資金制度に関するワーキンググループ「金融機関に対する公的資金制度のあり方について」（2003.7.28）6頁）。

⁶⁴ 金融庁「いわき信用組合に対する行政処分について」（2025.10.31）、東北財務局「いわき信用組合に係る虚偽報告及び虚偽答弁の告発について」（2026.1.21）。なお、いわき信用組合は、金融庁に特別経営強化計画を提出し、2026年1月16日に金融機能強化法附則第16条第3項に基づく「経営が改善した旨の認定」を受けており、2026年度を目的に資本参加額200億円のうち60億円を返済する計画としている（いわき信用組合「特別経営強化計画」の策定について（ご報告）（2026.1.16）、金融庁「特別経営強化計画等の公表について」（2026.1.16））。

⁶⁵ 西野綾斗「『地域金融力強化プラン』の要点」大和総研（2026.1.15）6頁

⁶⁶ これまでの暗号資産をめぐる制度整備の経緯の詳細については、瀬戸伽月「暗号資産をめぐる制度整備の経緯と論点」『立法と調査』第479号（2025.10.28）81～95頁参照。

⁶⁷ 資金決済に関する法律は、2009年に前払式支払手段発行者（商品券・電子マネー等）、資金移動業（銀行以外の者による少額の送金）、資金清算機関についての規定を置く法律として制定された。その後の改正で、暗号資産交換業、電子決済手段等取引業（いわゆるデジタルマネー類似型ステーブルコインの売買、交換、媒介）、為替取引分析業（金融機関の取引モニタリングの共同化）の規定が追加された。

⁶⁸ あわせて、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）も改正され、暗号資産交換業者に取引時確認や疑わしい取引の届出等を義務付けた。

⁶⁹ 既に仮想通貨交換業を営んでいる者が登録申請を行った場合は、その拒否等の処分があるまでは仮想通貨交換業を営むことができた。こうした「みなし業者」において外部に顧客預かり資産が流出した事例があった

摘等を契機として行われた2019年（令和元年）改正では、顧客の暗号資産の管理の厳格化や広告・勧誘規制など暗号資産交換業者に対する規制強化が図られるとともに、暗号資産を用いたデリバティブ取引や資金調達取引に対する規制が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に盛り込まれた。

以上の経緯のように、暗号資産については決済手段の観点から規制が設けられているが、現実には暗号資産の投資対象化が進展しており、詐欺的な投資勧誘等による被害なども懸念されている⁷⁰。また、金融のデジタル化の観点から、暗号資産を中心とする分散型金融への取組の推進を求める意見も見られる⁷¹。

イ 暗号資産規制に係る金融商品取引法の改正

金融庁は、2024年（令和6年）8月に公表した2024事務年度金融行政方針において、「暗号資産取引市場が健全に発展するためには、暗号資産交換業者の適切な業務遂行と利用者保護が確保されることに加え、暗号資産について、生活の利便性や我が国の経済成長に資するものであるとの理解と信頼が国民から広く得られることが不可欠である」との観点から、国内外における暗号資産に関する取引の動向等を踏まえ、暗号資産に関連する制度の在り方等について改めて点検する方針を明確にした。これを受けて行われた金融庁の検証結果を整理したディスカッション・ペーパーは、2025年4月10日に公表され、パブリックコメントに付された。金融庁では、パブリックコメントの結果、おおむね方向性については賛同されている⁷²との認識の下で、具体的な暗号資産をめぐる制度の在り方についての検討を金融審議会での検討に委ねることとした。

この後、加藤金融担当大臣から諮問を受けた金融審議会では、「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」を設置して検討を行い、同年12月10日に報告⁷³を取りまとめた。この報告では、暗号資産の規制の根拠法を資金決済に関する法律から金融商品取引法に変更し、有価証券とは異なる規制対象として金融商品取引法に位置付けることとした。その上で、暗号資産交換業者には基本的に第一種金融商品取引業（証券会社など）に相当する規制を適用するとともに、情報提供規制、インサイダー取引規制、証券取引等監視委員会の犯則調査権限や課徴金制度などを設けることを提言している。この報告内容を反映した金融商品取引法等改正案が国会に提出される見込みである。

ウ 暗号資産規制をめぐる課題

現行の暗号資産規制については、決済手段のイメージが強かったとされるビットコインがほぼ唯一の暗号資産という立法当時の社会状況を強く反映したものとなり、その後の暗号資産取引の展開には必ずしもそぐわないものとなっているとの指摘がある⁷⁴。今

（例えば、関東財務局「コインチェック株式会社に対する行政処分について」（2018.1.29））。

⁷⁰ 金融庁「暗号資産に関連する制度のあり方等の検証」（2025.4.10）3～5頁、金融審議会暗号資産制度に関するワーキング・グループ報告（2025.12.10）3～4頁。

⁷¹ 例えば、坂井豊貴「Web3振興、規制・税制の柔軟な見直しを」『日本経済新聞』（2023.1.23）、「SBI北尾氏が展望する2025年 デジタル変革世の中が変わる」『AERA』（2025.1.13）29～31頁など。

⁷² 2025年6月23日の金融審議会総会・金融分科会における市場課長の説明（金融庁ウェブサイト「第55回金融審議会総会・第43回金融分科会合同会合議事録」）。

⁷³ 金融審議会暗号資産制度に関するワーキング・グループ報告（2025.12.10）

⁷⁴ 大崎貞和「金融審暗号資産WG報告について」野村総合研究所ウェブサイト（2025.12.18）

回、開示規制や不公正取引規制など投資サービスに対する規制手法を持つ金融商品取引法に根拠法が全面的に移ることで、機能別・横断的法制の観点からも、明確な規制枠組みとして整理されることになる。今後は、規制強化を受けた業者の対応コストや、自主規制機関の体制整備のためのリソース確保なども課題となる⁷⁵。

一方、暗号資産を金融商品取引法の規制対象とすることで、国民の資産形成の対象として推奨することにつながるのではないかとの指摘もある⁷⁶。暗号資産は、投資対象とはいっても株式や投資信託等とは商品性が大きく異なる。この点について、暗号資産制度に関するワーキング・グループの報告でも、「規制を見直すことは暗号資産投資についてお墨付きを与えるものではないことを明確」⁷⁷にすることの認識が示されているが、利用者保護の観点からの正確かつわかりやすい情報提供の徹底や金融経済教育の充実に加え、過度な広告や勧誘等につながらないような配慮も必要であろう。

4. おわりに

財政金融委員会の分野では、本稿で取り上げたもの以外にも、財務省関係では東日本大震災からの復興事業に必要な資金を調達する復興債の発行期限の延長⁷⁸、関税の暫定税率等の適用期限の延長等を行う関税制度の改正、対内直接投資審査制度の改正⁷⁹、金融庁関係では一定の上場会社に対するサステナビリティ情報開示及び第三者保証の義務付け⁸⁰、スタートアップ企業への資金供給の促進のための制度の見直し⁸¹、有価証券に関する不公正取引規制等⁸²の見直し⁸²を内容とする金融商品取引法の改正などについて、議論が進められる見通しである。

(ふじい かずや)

⁷⁵ 森駿介「暗号資産制度WG報告と今後の注目点」大和総研（2026.1.26）7～8頁

⁷⁶ 岩下直行「暗号資産バブルに警鐘「実需の実態は反社会性」金商法移管に異議あり！」『週刊ダイヤモンド』（2025.11.22）35～37頁

⁷⁷ 金融審議会暗号資産制度に関するワーキング・グループ報告（2025.12.10）6頁

⁷⁸ 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）では、2025年度までの復興費用の財源として公債（復興債）の発行が許容されており、この発行期間を2030年度まで5年間延長する改正案が国会に提出された。

⁷⁹ 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）における対内直接投資審査制度について見直しを行うもので、関税・外国為替等審議会「対内直接投資審査制度等のあり方についての答申」（2026.1.7）を踏まえて改正案が提出される見込みである。なお、自由民主党・日本維新の会連立政権合意書（2025.10.20）では、「令和八年通常国会で、対外国投資委員会（日本版CFIUS）の創設を目指す。」とされている。

⁸⁰ 金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ報告（2026.1.8）を踏まえ、東京証券取引所プライム市場上場会社を対象に、時価総額の大きな会社から順次、サステナビリティ開示基準（S S B J基準）に準拠して有価証券報告書を作成することを義務付け、義務化の翌年から第三者保証を義務付けることが金融商品取引法等の改正案に盛り込まれる見込みである。

⁸¹ 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（2025.12.26）を踏まえ、有価証券届出書の提出免除基準の引上げ、プロ投資家向けの資金調達に係る勧誘対象範囲の拡大が金融商品取引法等の改正案に盛り込まれる見込みである。

⁸² 金融審議会市場制度ワーキング・グループ報告（2025.12.26）を踏まえ、インサイダー取引規制の対象拡大等、課徴金制度の見直し、調査権限等の拡充などが金融商品取引法等の改正案に盛り込まれる見込みである。